公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成27年10月30日

金融庁長官　森　　信親

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社
　　住所　東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー

⑵　名称　Ｄ＆Ｍターンアラウンドパートナーズ合同会社
　　住所　東京都千代田区永田町二丁目11番１号　山王パークタワー

⑶　名称　Ｋ＆Ｗ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
　　住所　東京都千代田区大手町１－８－２

⑷　名称　Ｎｉｐｐｏｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｉｅｓ株式会社
　　住所　東京都千代田区神田神保町一丁目11番地さくら綜合事務所内

⑸　名称　ＵＮホールディングス株式会社
　　住所　東京都千代田区丸の内１丁目11番１号

⑹　名称　学校法人ソニー学園
　　住所　神奈川県厚木市温水字長久保428番地

⑺　名称　株式会社佐瀬興産
　　住所　東京都中央区新富一丁目９番６号

⑻　名称　株式会社ニュー・オータニ
　　住所　東京都千代田区紀尾井町４番１号

⑼　名称　株式会社ビックカメラ
　　住所　東京都豊島区高田三丁目23番23号

⑽　名称　株式会社ルネット
　　住所　東京都港区港南４丁目１番８号　リバージュ品川14階

⑾　名称　九州旅客鉄道株式会社
　　住所　福岡市博多区博多駅前３丁目25番21号

⑿　名称　ゲン・キャピタル株式会社
　　住所　東京都港区虎ノ門五丁目11番１号

⒀　名称　ジェイコムホールディングス株式会社
　　住所　大阪市北区角田町８番１号梅田阪急ビルオフィスタワー19階

⒁　名称　四国旅客鉄道株式会社
　　住所　香川県高松市浜ノ町８番33号

⒂　名称　東建コーポレーション株式会社
　　住所　名古屋市中区丸の内２丁目１番33号

⒃　名称　東洋製罐グループホールディングス株式会社
　　住所　東京都品川区東五反田二丁目18番１号

⒄　名称　有限会社クレインホールディングス
　　住所　東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー46階

⒅　名称　有限会社東建大津通Ａ
　　住所　東京都中央区日本橋２－１－14　日本橋加藤ビルディング７階　株式会社レコルテ内

⒆　名称　サツキ・ツー・ピーティーイー・リミテッド
　　住所　シンガポール共和国、117438、10　パサール・パンジャン・ロード、＃13―01、メイプルツリービジネスシティ

⒇　名称　サツキ・ワン・ピーティーイー・リミテッド
　　住所　シンガポール共和国、117438、10　パサール・パンジャン・ロード、＃13―01、メイプルツリービジネスシティ

(21)　名称　ジーティーオーエフ・ホールディングス・ティーケー・プライベート・リミテッド
　　住所　シンガポール、068898、ロビンソンロード80、＃02―00

(22)　名称　ジャパン・セルフ・ストーレッジ・ツー・エイチケー・リミテッド
　　住所　中華人民共和国香港特別行政区セントラル、コンノートロード50、スイート301―302

(23)　名称　ＬＡＶジャパン特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

(24)　名称　Ｓａｔｓｕｋｉ特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　東京共同会計事務所内

(25)　名称　ＳＣＧ16特定目的会社
　　住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

(26)　名称　Ｓｉｇｍａ特定目的会社
　　住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

(27)　名称　韓　　裕
　　住所　東京都港区元麻布１－３－１　2603

(28)　名称　田中　成奉
　　住所　東京都新宿区愛住町11―１　グラン四谷３Ｆ

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成27年11月１日から平成29年10月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成27年10月30日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　森泉株式会社
　　変更後の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目３番17号

⑵　名称　ダイヤモンドゲート特定目的会社
　　変更後の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

⑶　名称　合同会社孫エクイティーズ
　　変更後の所在地　東京都千代田区二番町５番地２

⑷　名称　ハドソン　アドバイザーズ　エルエルシー
　　変更後の所在地　アメリカ合衆国デラウェア州　ウィルミントン　オレンジストリート　1209

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　アジアングルーヴ合同会社
　　変更後の名称　孫インベストメント合同会社

⑵　変更前の名称　ハドソン　アドバイザーズ　エルエルシー
　　変更後の名称　ハドソン　アドバイザーズ　エル　ピー

公認会計士法に基づく供託金取戻しの公示

有限責任監査法人供託金規則（平成19年内閣府・法務省令第８号）第12条第２項の規定により、次のように公示する。

１．供託者の商号又は名称　信永東京有限責任監査法人

２．主たる事務所の所在地　東京都港区新橋６丁目８番１号

３．代表者の氏名　山本　　晃（清算人）

４．取戻しをしようとする供託金の額　金10,000,000円

５．前号の供託金につき公認会計士法第34条の33第６項の権利を有する者は、平成28年５月２日までに、有限責任監査法人供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年10月30日

金融庁長官　森　　信親

工場財団

東京都北区王子一丁目12番４号ＴＩＣ王子ビル**東京インキ株式会社**の工場財団に土岐市下石町字西山304番地708東京インキ株式会社土岐工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年10月30日

岐阜地方法務局多治見支局

鉱業財団

沖縄県糸満市字糸洲351番地の３**山城憲和**の沖縄県糸満市鉱区の鉱業財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年10月30日　　那覇地方法務局